

## 令和8年度の調達方針について

財務部調達課

### 1 基本方針

入札・契約の原則である「公正性・競争性・適正履行」を推進するとともに、国等の動向や地域における社会情勢を見極めながら、引き続き市内企業等の育成にも配慮した発注に取り組む中で、適切な入札・契約制度の運用を図る。

### 2 令和8年度の方針

#### (1) 建設工事

発注に際しては、令和6年6月に改正された担い手3法（建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、引き続き、適正な予定価格と工期の設定、適切な入札・契約方法の選択、発注・施工時期等の平準化等について取り組むとともに、計画的な執行に努める。

#### ① 一般競争入札等

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、下表のとおりとする。

#### ● 建設工事入札参加区分等

(単位：万円)

	130 以下	130 超～400 以下	400 超～1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約 (見積合せ)		指名競争入札	制限付一般競争入札
指名の 優先順位	全登録業者を対象として、確実な履行と経済性を十分考慮したうえで、次の優先順位により業者を選定する。 ① 旧市町村内 ② 同一地域内 (※1) ③ 旧市町村内の該当ランクの1つ上の等級 ④ 同一地域内の該当ランクの1つ上の等級 ⑤ 隣接地域 ⑥ 市内全域 ⑦ 準市内・市外			① 市内全域 ② 準市内 ③ 市外
指名定数 (※2)	2 者～ (※3)	3 者～	6 者～	10 者～

(※1) 地域 ア：中央区・浜名区（都田地区・新都田地区）、イ：浜名区（浜北地域）、ウ：天竜区、エ：浜名区（細江地区・引佐地区・三ヶ日地区）の4地域とし、建設工事関連業務委託、物品購入等及び業務委託・賃貸借においても適用する。

(※2) 「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則として10者以上見込まれる場合をいう。

(※3) 30万円以下の建物、設備等の修繕については、1者見積を可能とする。

## ② 総合評価落札方式

### ア 1億2,000万円以上の取扱い

原則として設計金額1億2,000万円以上、かつ、工事成績採点表の考査項目「工事特性」の評価対象項目に1つ以上該当する工事は、総合評価落札方式の簡易型以上を採用する。ただし、以下の事情がある場合は、特別簡易型等を採用できる。

なお、簡易型の採用・非採用については、必要に応じて事前に技術監理課と協議を行うこと。

(ア) プラント系機械設備の更新工事など、施工実績等の評価により、確実な施工を行う能力を有しているか確認できる工事

(イ) その他、特別の事情があると認められる工事

### イ 3,500万円以上1億2,000万円未満の取扱い

原則として設計金額3,500万円以上1億2,000万円未満の工事は、総合評価落札方式特別簡易Ⅰ型による競争入札とする。

### ウ 3,500万円未満の取扱い

3,500万円未満の工事は、工事内容等に応じて積極的に総合評価落札方式を採用する。

(ア) 総合評価落札方式を採用する場合は、災害対応を含む地域の社会資本の維持管理や整備の観点から地域性を重視した発注を行うため、原則として特別簡易Ⅱ型とする。

(イ) 土木一式及び水道管工事については、原則として2,500万円以上3,500万円未満に採用し、1,000万円以上2,500万円未満は、工事内容等に応じて採用する。

(ウ) その他の業種は、工事内容等に応じて採用する。

#### \*3,500万円未満の取扱い

業種	1,000万円以上 2,500万円未満	2,500万円以上 3,500万円未満	3,500万円以上
土木一式	制限付一般競争入札 (※)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)
水道管	制限付一般競争入札 (※)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)
その他	制限付一般競争入札 (※)	制限付一般競争入札 (※)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)

(※) 工事内容等に応じて総合評価落札方式（特別簡易Ⅱ型）を採用

## (2) 建設工事関連業務委託

発注に際しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な予定価格と履行期間の設定、適切な入札・契約方法の選択、発注・履行時期等の平準化等について取り組むとともに、計画的な執行に努める。

### ① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

### ② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

### ● 指名定数等

（単位：万円）

	200 以下	200 超～500 未満	500 以上～1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約 （見積合せ）	指名競争入札		制限付一般競争入札
指名定数 （※）	3 者～	5 者～	6 者～	10 者～

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則として 10 者以上見込まれる場合をいう。

### ③ 総合評価落札方式等

調査・設計業務の内容が価格競争に適さない専門的な知見や創造性が要求される業務、事業者の提示する技術等によって事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務にあっては、プロポーザル方式や総合評価落札方式の採用を検討することができる。

#### 入札方式検討基準

プロポーザル方式	調査・設計業務の内容が専門的な知見や創造性が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務である。また、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛りがなく、その過半に見積を活用する業務である。
総合評価落札方式	原則として 2,000 万円以上の案件で、事前に仕様を確定可能ではあるが、事業者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることを期待できる業務である。

※ 建設工事関連業務委託の総合評価落札方式は当面、試行として位置付ける。

### (3) 建設工事等の入札・契約事務分担

	本庁等・中央区 (調達課発注)	浜名区・天竜区 (区振興課・北行政センター発注)
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁（右欄の課等を除く）</li> <li>・中央区役所</li> <li>・消防局、上下水道部（右欄の課を除く）、教育委員会等</li> </ul> <p>上記の工事 右欄の1,000万円以上の工事 総合評価落札方式によるもの(全て)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名、天竜区役所</li> <li>・中山間地域振興課</li> <li>・浜名、天竜福祉事業所</li> <li>・浜名、天竜健康づくりセンター</li> <li>・林業振興課（天竜森林事務所分）</li> <li>・浜名、天竜土木整備事務所</li> <li>・北部、天竜上下水道課</li> </ul> <p>上記の1,000万円未満の工事</p>
建設工事 関連業務 委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁（右欄の課等を除く）</li> <li>・中央区役所</li> <li>・消防局、上下水道部（右欄の課を除く）、教育委員会等</li> </ul> <p>上記の業務 右欄の1,000万円以上の業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名、天竜区役所</li> <li>・中山間地域振興課</li> <li>・浜名、天竜福祉事業所</li> <li>・浜名、天竜健康づくりセンター</li> <li>・林業振興課（天竜森林事務所分）</li> <li>・北部、天竜上下水道課</li> </ul> <p>上記の1,000万円未満の業務</p>
小額工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁（右欄の課等を除く）</li> <li>・中央区役所</li> <li>・消防局、上下水道部（右欄の課を除く）、教育委員会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名、天竜区役所</li> <li>・中山間地域振興課</li> <li>・浜名、天竜福祉事業所</li> <li>・浜名、天竜健康づくりセンター</li> <li>・天竜清掃事業所</li> <li>・林業振興課（天竜森林事務所分）</li> <li>・浜名、天竜土木整備事務所</li> <li>・北部、天竜上下水道課</li> <li>・地区図書館（天竜、春野、佐久間）</li> </ul>

(注) 浜名区・天竜区（区振興課・北行政センター発注）の詳細は、別表1、別表2のとおり。

別表 1

	浜名区（北行政センター発注）	浜名区（区振興課発注） （※）北行政センター発注分を除く
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北行政センター</li> <li>・引佐支所</li> <li>・三ヶ日支所</li> <li>・浜名福祉事業所（出先 G）</li> <li>・浜名健康づくりセンター（出先 G）</li> <li>・浜名土木整備事務所（北地域施工分）</li> <li>・北部上下水道課（都田地区・新都田地区を除く北地域施工分）</li> </ul> <p>上記の 1,000 万円未満の工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名区役所（※）</li> <li>・浜名福祉事業所（※）</li> <li>・浜名健康づくりセンター（※）</li> <li>・浜名土木整備事務所（浜北地域施工分）</li> <li>・北部上下水道課（浜北地域施工分）</li> </ul> <p>上記の 1,000 万円未満の工事</p>
建設工事 関連業務 委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北行政センター</li> <li>・引佐支所</li> <li>・三ヶ日支所</li> <li>・浜名福祉事業所（出先 G）</li> <li>・浜名健康づくりセンター（出先 G）</li> <li>・北部上下水道課（都田地区・新都田地区を除く北地域施工分）</li> </ul> <p>上記の 1,000 万円未満の業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名区役所（※）</li> <li>・浜名福祉事業所（※）</li> <li>・浜名健康づくりセンター（※）</li> <li>・北部上下水道課（浜北地域施工分）</li> </ul> <p>上記の 1,000 万円未満の業務</p>
小額工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北行政センター</li> <li>・引佐支所</li> <li>・三ヶ日支所</li> <li>・浜名福祉事業所（出先 G）</li> <li>・浜名健康づくりセンター（出先 G）</li> <li>・浜名土木整備事務所（北地域施工分）</li> <li>・北部上下水道課（都田地区・新都田地区を除く北地域施工分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名区役所（※）</li> <li>・浜名福祉事業所（※）</li> <li>・浜名健康づくりセンター（※）</li> <li>・天竜清掃事業所（浜北清掃センター分）</li> <li>・浜名土木整備事務所（浜北地域施工分）</li> <li>・北部上下水道課（浜北地域施工分）</li> </ul>

別表 2

	天竜区（区振興課発注）
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区役所</li> <li>・中山間地域振興課</li> <li>・天竜福祉事業所</li> <li>・天竜健康づくりセンター</li> <li>・林業振興課（天竜森林事務所分）</li> <li>・天竜土木整備事務所</li> <li>・天竜上下水道課</li> </ul> <p>上記の 1,000 万円未満の工事</p>
建設工事 関連業務 委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区役所</li> <li>・中山間地域振興課</li> <li>・天竜福祉事業所</li> <li>・天竜健康づくりセンター</li> <li>・林業振興課（天竜森林事務所分）</li> <li>・天竜上下水道課</li> </ul> <p>上記の 1,000 万円未満の業務</p>
小額工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜区役所</li> <li>・中山間地域振興課</li> <li>・天竜福祉事業所</li> <li>・天竜健康づくりセンター</li> <li>・天竜清掃事業所（浜北清掃センター分を除く）</li> <li>・林業振興課（天竜森林事務所分）</li> <li>・天竜土木整備事務所</li> <li>・天竜上下水道課</li> <li>・地区図書館（天竜、春野、佐久間）</li> </ul>

#### (4) 物品購入等

##### ① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

##### ② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

##### ③ 電子入札システムによる入札（見積合せ）

現行どおり 30 万円を超える随意契約については、オープンカウンター（公募型）方式により見積参加者を募る方法で実施し、これらを電子入札システムによる入札（見積合せ）とする。

#### ● 指名定数等（※）

（単位：万円）

区分	～30 以下	30 超～300 以下	300 超～500 未満	500 以上～1,000 未満	1,000 以上
物品等	随意契約（見積合せ）		指名競争入札		制限付一般競争入札
	1 者	オープンカウンター 又は 3 者～	5 者～	6 者～	7 者～
区分	～30 以下	30 超～400 以下	400 超～1,000 未満		1,000 以上
印刷 請負	随意契約（見積合せ）		指名競争入札		制限付一般競争入札
	1 者	オープンカウンター又は 3 者～	6 者～		7 者～

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則として 7 者以上見込まれる場合をいう。

(5) 業務委託・賃貸借

① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。参加資格については、競争性を確保する中で、優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、下表のとおりとする。選定にあたっては市内（地域内）業者（※）を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、市内（全域）、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

（※）市内（地域内）業者における地域とは、2（1）①「● 建設工事入札参加区分等」欄外注記のとおり。

● 指名定数等（※）

（単位：万円）

区分	～30 以下	30 超～200 以下	200 超～ 500 未満	500 以上～ 1,000 未満	1,000 以上
業務委託	随意契約（見積合せ）		指名競争入札		制限付一般競争入札
	2 者～	3 者～	5 者～	6 者～	7 者～
区分	～30 以下	30 超 ～150 以下	150 超～500 未満	500 以上～ 1,000 未満	1,000 以上
賃貸借	随意契約（見積合せ）		指名競争入札		制限付一般競争入札
	2 者～	3 者～	5 者～	6 者～	7 者～

（※）「指名定数」は、各区分の定数を記載。ただし、制限付一般競争入札においては、入札参加資格を満たす者が原則として7者以上見込まれる場合をいう。

#### (6) 中小企業への受注機会の確保について

浜松市を支える市内業者の多くは中小企業であることから、中小企業者に関する国等の契約の基本方針、浜松市中小企業振興基本条例第 15 条における「工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。」を念頭に、指名競争入札等の指名においては、市内業者優先を徹底するものとする。

#### (7) 官公需適格組合の受注機会の増大について

中小企業者に関する国等の契約の基本方針に基づき、市内業者とともに、官公需適格組合の受注機会の増大にも努めるものとする。

官公需適格組合は、所在地が市内の場合は市内（地域内）業者として、所在地が市外の場合は市内業者と同等に、それぞれ優先するものとする。

#### 【入札参加資格登録を行っている官公需適格組合一覧】

相手方番号	組合名	所在地	建設工事	建設工事 関連業務 委託	物品 購入	業務 委託
1000001931	浜北造園事業協同組合	浜松市浜名区宮口 4488	○	—	—	○
1000001955	浜松造園事業協同組合	浜松市中央区大山町 339	○	—	○	○
1000001956	浜松豊商工業協同組合	浜松市中央区安新町 219	○	—	○	—
1000002635	浜名湖地区豊商工業協 同組合	浜松市浜名区三ヶ日 町三ヶ日 785-1	○	—	—	—
1000003838	静岡県広告美術業協同 組合	静岡市駿河区南町 5-26 クオリテサイ モ 505	—	—	○	○
1000003841	静岡県消防設備保守点 検業協同組合	静岡市駿河区南町 5-3	—	—	—	○
1000004704	浜松上下水道協同組合	浜松市中央区茄子町 3-2	—	—	—	○

※ 協同組合と当該協同組合に所属する組合員は、同一の入札に参加することはできません。